

第 1 1 次鳥獣保護事業計画の変更概要

<趣旨>

鳥獣保護事業計画は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、国が定める基本指針に即して、県が定めることとされている。

今般、法改正に伴い、国の基本指針についても所要の変更が行われたことから、県が策定している「第 1 1 次鳥獣保護事業計画」についても「第 1 1 次鳥獣保護管理事業計画」にするなど、所要の変更を行う必要がある。

<計画の主な変更点>

1 名称の変更

- ・鳥獣保護事業計画 → 鳥獣保護管理事業計画
- ・鳥獣の保護管理 → 鳥獣の保護及び管理
- ・鳥獣保護員 → 鳥獣保護管理員
- ・特定鳥獣保護管理計画 → 第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画

2 計画内容の主な変更

(1) 第一種特定鳥獣保護計画・第二種特定鳥獣管理計画の作成

※改正法施行日から、現行の特定鳥獣保護管理計画は失効するため、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画に策定し直す必要がある。

①作成方針

| | |
|---------------------|---|
| 第一種 特定鳥獣 保護計画 | 生息数の著しい減少又は生息地の範囲の減少により絶滅のおそれが生じている鳥獣の個体群について、科学的・計画的な保護を広域的・継続的に推進し、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成 |
| 第二種 特定鳥獣 管理計画 | 生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣の個体群について、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進し、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成 |

②現行の特定鳥獣保護管理計画の移行

| 獣種 | 現行 | 移行後 | 備考 |
|--------|-------------|---------------|--------------------------------|
| ニホンザル | 第 3 期保護管理計画 | 第 1 期 管理計画 | 【策定理由】 生息地の範囲の拡大による人とのあつれき等 |
| イノシシ | 第 2 期保護管理計画 | | |
| ツキノワグマ | 第 3 期保護管理計画 | | |
| ニホンジカ | 第 1 期保護管理計画 | | |

(2) 有害鳥獣捕獲許可基準

- ①住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合の留意事項を新たに記載
- ②許可対象者に認定鳥獣捕獲等事業者を追加

3 計画の期間

変更前 平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

変更後 改正法施行日（平成 2 7 年 5 月 2 9 日）から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで